

■ 第5期芽室町障がい者福祉計画の概要

基本目標

「障害者基本法」及び「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」並びに「児童福祉法」の理念に基づき、障がいのある人もない人も、乳幼児期から高齢期に至るまで、生涯を通じた総合的なサービスを受け、地域で安心して暮らせるまちづくりを目指し、『障がいの有無に関わらず誰もが共に安心して暮らせる地域社会の実現』を基本目標とします。

1 早期発見及び早期支援

障がいの発見から、その後の療育にわたり、各分野での連携を強化し、地域で育つ、育てる親子を支援し、自立や社会参加に向けた基礎的な力を育むよう努めます。

- (1) 専門的な支援の充実
- (2) 保護者支援の推進
- (3) 地域支援の強化
- (4) 特別支援教育の充実

2 就労支援

地域生活に必要な経済的基盤を固めるため、社会で働くために必要な支援体制の充実に努めます。

- (1) 就労支援体制の強化
- (2) 福祉的就労の充実
- (3) 一般就労定着支援の促進と雇用環境の整備

3 生活支援

障がいのある人が自己決定に基づき、自立した生活を営むことができるよう、障がいの特性に応じた相談支援、適切な保健・医療・福祉サービスの提供、安全安心な生活環境の整備に努めます。

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 居住系サービスの充実
- (3) 相談支援体制の充実
- (4) 権利擁護の推進
- (5) 地域での安全安心の確保
- (6) 疾病の予防と早期発見
- (7) ユニバーサルデザインの推進

4 支援を広げるための施策

障がいのある人もない人も安心して暮らせるために、地域全体がお互いに理解・尊重し支え合う体制づくりに努めます。

- (1) 理解と交流の促進
- (2) 町民活動等への支援

■ 第5期芽室町障がい者福祉計画の進捗状況

基本施策

1. 早期発見及び早期支援

(1) 専門的支援の充実

発達支援を要する子どもを早期に発見し、必要な支援や適切な相談支援を行います。

番号	項目	内容
1	発達支援センターの充実	発達支援を要する児童へ児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援事業を行い、かつ通所児童だけではなく広くアセスメントや相談支援・訪問支援を行う、発達支援の地域の中核として機能する設置運営を充実させます。
進捗状況		H30年度102名、R1年度101名、R2年(5月末時点):89名。第3期芽室町発達支援計画(R1~4)に沿って、これまでの事業の充実に加え、3ヶ月事業(療育の開始に北海道の子ども発達支援事業を使い、3ヶ月間で児童福祉法による療育サービスの説明・契約を行う)を開始させ、スムーズに療育へ接続できる仕組みを構築しました。
2	重度心身障がい児の児童発達支援・放課後等デイサービスの検討	重度心身障がい児に必要とされるリハビリ機能・医療機能・療育機能を整理しながら、重度心身障がい児に対する福祉サービス・日常生活に必要な集団の場を確保します。
進捗状況		対象児童なし
3	医療的ケア児への支援	日常的に医療的ケアを必要とすることで、児童の集団参加や保護者の社会参加の機会が奪われることのないよう、主治医や医療機関・訪問看護事業所等の協力を得ながら支援体制を構築します。また、当該児童についてのサービス調整会議や、町全体に係る医療的ケア児への支援への課題等について、芽室町自立支援協議会の中で協議する仕組みを構築します。
進捗状況		芽室町医療的ケア児支援事業において1名に訪問看護師派遣(幼稚園)、民間保育所入所に係る看護師人件費負担1名を実施しました。また転入による令和2年度保育所新規入所予定児童について、対応マニュアルの作成や医療機関・保育所・保護者の共同カンファレンス開催など、

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

	必要なサービス調整を行いました。
--	------------------

(2) 保育所支援の推進

子どもの障がいの有無にかかわらず、保育者が安心して子育てに邁進できるための支援を行います。

番号	項目	内容
1	相談支援体制の充実	芽室町相談支援事業所を中核に、専門職を活用しながら様々な相談ニーズに応じます。また保護者間の相談協力体制を充実させます。
	進捗状況	芽室町発達相談事業ではH30年125件、R1年139件、R2年（5月末）15件を実施した。ペアレントメンター派遣について、例年通り学習会での講話や個別相談会に参画していただいたことに加え、個別の相談対応3件において、相談者の希望に基づき同席・相談対応協力（延べ5名のペアレントメンター）をいただきました。令和2年度から地域コーディネーターも複数配置が実現し、また発達心理相談員を1名採用したことにより、相談支援体制の充実が図られました。

(3) 地域支援の強化

発達支援を要する児童が、普段通う場所で適切な支援が得られるための事業を強化します。

番号	項目	内容
1	保育所等訪問支援事業の強化	児童が所属する機関を巡回支援したり、所属機関において療育サービスを提供することで集団への適応を支援します。
	進捗状況	H30年：5件（55時間）、R1年：3件（57時間）、R2年（5月末時点）0件。保育と教育の架け橋を創るカンファレンス（年3回）や発達相談事業の実施、教育支援委員会への参画など連携を密に取り組んだ。
2	人材育成の充実	様々な研修の機会を設け、発達支援を要する子どもの学齢期における支援と配慮について、教諭等が共通理解のもと特別支援教育を推進できるように努めます。
	進捗状況	H30年：学習会2回、ワークショップ1回、実践報告1回（延べ参加者255人）。R1年：学習会2回、実践報告1回（延べ参加者228人）。R2年（5月末時点）：0。発達支援センター学習会、ワークショップ、実践報告など

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

	を開催しました。また、芽室町特別支援教育講演会や関係機関への講師派遣を行いました。R2年6月は中止。
--	--

(4) 特別支援教育の充実

発達に応じた適切な教育を受けることができるよう、就学に関する相談支援や児童の実態把握と共通理解の形成、または教職員の指導力や専門性の向上を図ります。

番号	項目	内容
1	就学相談の充実	幼稚園・保育所から小学校へ、小学校から中学校へ児童の情報と支援がスムーズに引き継がれるよう、個別支援計画を活用したケース会議等を充実させます。
進捗状況		年間を通じた学校見学、発達相談支援事業の情報提供、発達支援センター年長児保護者対象説明会、ペアレントメンター相談対応年長児保護者、保育と教育の架け橋を創るカンファレンスの実施を通じ、総合的な就学相談を行いました。
2	学習上の支援	学習に特異な困難を抱える子供に対して、内外の専門家を活用し、見通しと根拠のある学習支援がなされる体制を構築します。
進捗状況		芽室町読み書き支援スクリーニングガイドラインに沿って、読み書きに困難を抱える児童について早期発見早期支援に取り組み、通級指導教室など必要な学習支援への接続を図りました。6月に全小学校2年生、9月に全小学校1年生を対象に全町共通チェックを実施しました。コーディネーター会議において読み書き支援スクリーニング事業を説明し、ガイドラインを配布しました。全共通チェックを実施し、有所見児童につき必要に応じてカンファレンスまたは発達検査等相談対応しました。

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

2. 就労支援

(1) 就労支援体制の強化

関係機関と連携し、一貫性のある就労支援体制の強化を図るとともに、実習機会を確保することにより、障がいのある人の就労に対する意欲の向上を図ります。

番号	項目	内容
1	就労支援体制の充実	福祉、商工業、教育などの関係機関で構成する「自立支援協議会就労支援部会」を運営し、就労に関する問題を発掘し、その解決策を検討します。
	進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度に、町内企業の障がい者雇用を具体的に進めるため「障がい者雇用事業所見学会」を開催。また、障がい者雇用のニーズの高い企業を個別に訪問し、一般就労に向けて協議した（3社）。 特別支援学校卒業生の進路について、関係者による協議をH30年1名、R1年6名、R2年（6月現在）0名。
2	実習機会の確保	芽室町障害者職場実習支援事業等により、町が障がいのある人を採用し、様々な役場業務を体験することにより、就労意欲の向上を図り、就労に必要な態度を身につけられるよう支援します。
	進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 職場実習者（H30年：9名、R1年：5名、R2年：9名）、就労体験者（H30年：7名、R1年：8名、R2：8名）に対して、役場業務の体験実習を実施した。 職場実習では、新たに子どもセンターの清掃作業の定例化を図り、福祉事業所職員が実習生に指導を行いながら、作業内容の改善、新たな作業に取り組むことにもつなげることができた。

(2) 福祉的就労の充実

一般就労へ繋げる福祉的就労の場の更なる充実を図ると共に、福祉的就労事業所への支援を行います。

番号	項目	内容
1	NPO 法人や福祉的就労事業所との連携整備	福祉的就労支援事業所などと就労における課題を共有し、就労を希望する人の支援・連携体制の整備を行います。

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

進捗状況		町内において就労系サービスを展開している障がい福祉サービス事業所を対象とし、各事業所の概要や取り組み状況の共有、就労に関する意見交換を行った。
2	福祉的就労事業所への支援	「芽室町障害者就労施設等からの物品等の調達方針」に基づき、庁舎内における授産製品販売等の支援を行います。
進捗状況		役場第一庁舎内において、就労支援事業所で生産したパンの販売を行っている。令和2年度からは、保健福祉センター内でも定期的販売を開始している。

(3) 一般就労定着支援の促進と雇用環境の整備

福祉的就労事業所と連携し、一般就労への促進を図ると共に、障がい者雇用に対する企業の理解促進を図ります。

番号	項目	内容
1	一般就労定着支援の促進	一般就労定着支援を実施するNPO法人などとの連携により、就労を希望する障がいのある人や雇用を希望する町内企業に対し、一般就労定着支援を促進します。
進捗状況		<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度より「NPO法人プロジェクトめむろ」に事業委託。一般就労した障がい者の定着支援のため、雇用企業を訪問し、企業も含めた双方のフォローアップを行った。H30年6社8名、R1年5社7名、R2年(6月現在)1名。 本事業により、一般就労した障がい者数：H30年4名、R1年0名、R2年(6月現在)1名。
2	各種助成制度の周知	一般就労定着支援を実施するNPO法人やハローワーク、商工業団体の連携を図りながら、企業に各種助成制度の周知・活用を働きかけ、障がい者雇用を促進します。
進捗状況		町内企業の障がい者雇用を具体的に進めるため「障がい者雇用事業所見学会」を開催。
3	障がい者雇用への理解促進	一般就労定着支援を実施するNPO法人やハローワーク、商工業団体等の連携を図りながら、企業に各種助成制度の周知・活用を働きかけ、障がい者雇用を促進します。

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

進捗状況	町内企業の障がい者雇用を具体的に進めるため「障がい者雇用事業所見学会」を開催。(H30実施、R1新型コロナウイルス感染症拡大の影響で開催中止)。また、企業を訪問し、各企業が置かれている障がい者雇用の現状や課題、今後の計画などについて、個別に情報交換を行った。
------	---

3. 生活支援

(1) 福祉サービスの充実

障がいのある人が自己の決定に基づき、必要なサービスを受け自立した生活を営むことができるよう支援します。

番号	項目	内容
1	訪問系サービスの充実	居宅で食事や入浴、排泄等の介護や外出時における移動中の介護を行う、居宅介護などのサービス提供事業所との連携を図り、居宅での生活を支援します。
進捗状況		制度に準じて実施した。
2	日中活動系サービスの充実	日中において自立した生活を送るため、生活介護・自立訓練などのサービス提供事業所との連携を図り、日中の活動を支援します。 また、社会との交流を促進するため、地域活動支援センターの充実を図ります。
進捗状況		制度に準じて実施した。
3	一時的支援の充実	居宅において介護する家族が就労、疾病等の理由により一時的に介護ができない場合に、家族の負担を軽減するため、短期入所や日中一時支援の充実を図ります。
進捗状況		制度に準じて実施した。
4	訪問入浴サービスの実施	居宅での入浴が困難な障がいのある人に、訪問により浴槽を持ち込んで入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持と心身機能の維持等を図ります。
進捗状況		R1年度に新規利用者1名。令和2年度も継続して利用となっている。
5	日常生活用具等の支援の充実	日常生活を容易にするための支援として、日常生活用具や補装具の給付を行います。補装具給付の対象とならない軽度難聴児の、補聴器の購入費等の一部を助成します。
進捗状況		病気や障がいにより常時血中酸素飽和度を測定する必要がある人の在宅生活を支援するため、平成30年度に新たにパルスオキシメーター（動脈血酸素飽和度測定器）の粘着式測定センサーを日常生活用具の対象品目とした。

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

6	各種福祉手当の周知	特別障害児手当や障害児福祉手当、特別障害児手当などの制度周知に努め、手続きに関して適切な情報提供を行います。
進捗状況		制度に準じて実施した。
7	各種助成制度等の周知・助成	税制上の優遇措置や移動・交通にかかる各種助成制度について適切な情報提供を行い、経済的負担の軽減を図ります。
進捗状況		制度に準じて実施した。
8	医療給付・助成制度の実施	特定の障がいを除去・軽減するための医療に対する自立支援医療（更生医療・精神障害者等通院医療等）の制度周知や適正な運営を図るとともに、重度心身障害者医療費助成制度の実施により経済的負担を軽減します。
進捗状況		H30年に重度心身障害者医療給付事業の制度改正に対応し、利用者に周知を行った。また、令和元年度から、中学生の医療費無償化に伴い、重度医療においても対応を行っている。令和元年度にリーフレットを作成し、障害者手帳の交付時には、同時に対象者に郵送している。

(2) 居住系サービスの充実

障がいのある人や障がいのある人の状況に応じた生活の場を確保するため、町内の居住系サービスの充実等を図ります。

番号	項目	内容
1	グループホームの充実	障がいのある人やその家族の高齢化などの状況や「親亡き後」を見据え、居住系サービス提供事業所との連携を図り、新築または既存建物の活用も視野に入れ、民間活力によるグループホームの整備に努めます。
進捗状況		女性を対象としたグループホームの整備について、町内社会福祉法人と協議し、令和2年4月より開設となっている。また、H30年度に就労系サービス利用者等を対象としたグループホーム利用意向調査「働く障がい者」の生活支援体制整備の先進地視察を実施し、芽室町における課題を検討した。
2	住宅改造費助成の実施	在宅生活の利便性を図るため、住宅改修費の一部を助成します。
進捗状況		希望者なし。これまでの実施要綱を整理し、日常生活用具の住宅改修（居宅生活動作補助用具）と統合したことで、難病患者等で下肢や体幹機能に障がいのある方にも助成が行えるようになった。

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

(3) 相談支援体制の充実

障がいのある人にとっては、生まれてから高齢期になるまで、長い期間の支援が必要のため、相談支援体制の充実を図ります。また、必要な情報をわかりやすく入手できる、情報提供に努めます。

番号	項目	内容
1	計画相談支援の充実	芽室町相談支援事業所において、障がい福祉サービスにかかるサービス等利用計画を作成し、適切なサービス提供に努めます。 また、相談支援事業の一部を民間事業所に委託し、専門性の確保や継続性のある相談支援体制の強化に努めます。
進捗状況		平成27年度より「十勝障がい者総合相談支援センター」へ一部業務委託し、町外事業所のサービス利用希望者、困難ケース等の対応を実施した。 計画相談支援（直営） H30年71件、R1年：72件、R2年（6月現在）：72件 計画相談支援（委託） H30年33件、R1年38件、R2年（6月現在）40件
2	基幹相談支援センターの検討	障がいのある人の総合的な相談のほか、地域の事業者間の調整や支援といった役割を担う基幹相談支援センターの設置について検討します。
進捗状況		平成24年10月に開設した芽室町相談支援事業所がその機能を担う。
3	障がいのある人が住み慣れた地域で暮らし続けられる体制づくり	障がいのある人やその家族の高齢化や障がいの重度化を踏まえ、生活の場の確保、緊急時の受け入れ体制の整備、医療ニーズへの対応、介護保険サービスと障がい福祉サービスとの有機的な連携等、地域の体制を作ります。
進捗状況		町内の障がい福祉サービス事業所を対象とし、各事業所の概要や取り組み状況の共有、生活支援に関する意見交換を行った。
4	情報提供体制の充実	必要な情報をわかりやすく入手できるよう、インターネットなどの活用や、障がいの特性に配慮した情報提供に努めると共に、窓口で対応する職員の資質向上に努めます。

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

進捗状況		各種制度の情報提供は相談支援を通じて実施した。
5	専門的人材の養成	サービス等利用計画を作成する職員の専門性を高めるため、研修等へ参加し専門的人材の養成に努めます。
進捗状況		職員を相談支援専門員研修（新規研修）に派遣するとともに、資格取得後も相談員の資質向上のため、相談支援に関する研修に参加した。 相談支援専門員研修（新規研修）派遣 H30年：1名、R1年：2名、R2年：予定なし
6	自立支援協議会の開催	ひきこもりも含む相談内容の多様化等に対応するため、庁舎内の各担当係や各関係機関との連携を図り、情報共有や支援体制の調整に努めます。
進捗状況		生活支援部会、ひきこもり支援部会を開催し、情報共有や支援体制の調整を実施している。 ① 生活支援部会 H30年（15回開催、実対象人数18名、延人数32名） R1年（17回開催、実対象人数24名、延人数41名） R2年（2回開催、実対象人数2名、延人数2名） ② ひきこもり支援部会 H30年（5回開催、実対象人数10名、延人数49名） R1年（6回開催、実対象人数13名、延人数66名） R2年（1回開催、実対象人数13名、延人数13名）

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

(4) 権利擁護の推進

障がいがあっても住み慣れた地域で安心して生活できるよう、障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援に配慮し、権利擁護支援体制の整備に努めます。

番号	項目	内容
1	成年後見制度の利用促進	知的障がいや精神障がい等により判断能力が十分でない方が、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の利用支援事業の普及や市民後見人の養成・活動緯線により、成年後見制度の利用を促進します。
進捗状況		平成27年度より、芽室町社会福祉協議会に市民後見人の育成・活用や成年後見に係る総合相談業務を委託し、成年後見制度の利用拡大を図っている。相談事例等については、芽室町社会福祉協議会と連携して対応している。
2	日常生活自立支援事業の推進	福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を支援し、判断能力が不十分な人が安心して暮らせるよう、社会福祉協議会で実施する日常生活自立支援事業の利用を推進します。
進捗状況		芽室町社会福祉協議会と連携して取り組んでいる。利用希望者2名に対し支援を行っている。
3	障がい者虐待防止の体制整備	障害者虐待防止法の趣旨や内容について、広報誌等を利用し普及・啓発に努めると共に、相談や通報等の窓口を明確にし、早期対応による安全の確保に努めます。
進捗状況		障害者虐待に係る通報は、H30年3件、R1年4件、R2年（6月現在）0件となっている。 令和元年度に虐待防止マニュアルを作成し、迅速に対応できるように取り組んでいる。
4	行政サービス等における合理的配慮の推進	代読・代筆・筆談などそれぞれの来訪者に合わせた窓口での適切な対応や、障がい特性に配慮した情報提供手段の充実に努めます。 また、障害者差別解消法に基づく芽室町の「職員対応マニュアル」の内容充実や研修等の実施により、町職員の障がいや難病についての理解を深め、障がいのある人に対する合理的配慮の推進に努めます。
進捗状況		ホワイトボードを用いた筆談や筆記が難しい方への代筆、インターネットメールによる情報提供など、障がい特性に応じた情報提供を実施した。
5	障がいを理由とする差別解消のための啓発	障がいのある人が、そのことを理由に差別を受けることがないよう「障害者権利条約」や「障害者差別解消法」に書かれている理念や内容について、広報誌などによる周知、

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

	<p>講座や講演会等の開催により、障がいのある人やその保護者、町民に対して広く普及・啓発に努めます。</p>
<p>進捗状況</p>	<p>障がい者の親の会が実施する研修会で、障がい者差別解消法の意義や内容について説明を行った。また、障がい者についての基本的な知識や配慮について、町民の理解を広げるため、平成30年5月号よりほぼ毎月記事を掲載し、普及・啓発を行った。</p>

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

(5) 地域での安全安心の確保

災害時の避難支援体制の整備と、福祉避難所の確保に努めます。

番号	項目	内容
1	個別避難プランの作成推進	災害時要援護者台帳への登録を促すと共に、登録者の個別避難プランの作成を推進し、災害時に即対応できるような仕組みづくりを進めます。
進捗状況		避難行動要支援者のうち、聴覚障がいの方への避難支援計画（個別計画）の作成について、担当係への協力を行った。
2	災害時の安全確保	関係機関と連携し、障がいのある人に配慮した福祉避難所の指定を進めます。また、視覚障がいや聴覚障がいのある人への情報伝達の配慮や障がい特性により集団生活が困難な人への避難場所の確保など、災害時における避難生活の不安の解消を図ります。
進捗状況		未着手（町全体のプラン作成に併せて実施する。）

(6) 疾病の予防と早期発見

障がいのある人への健診の普及啓発や受診勧奨、健診が受けやすい健診体制・環境づくりに努めます。

番号	項目	内容
1	健診の重要性の普及啓発、受診勧奨	生活習慣病を予防するため、各種健診の受診を勧奨し、要指導者・要観察者に対する事後指導の充実や、要医療者には医療機関への受診勧奨を行い、早期発見・早期治療に努めます。
進捗状況		平成28年度より柏の里めむろ利用者に対し、「巡回ドック」（9月・1月開催）の時期に合わせて、受診勧奨を実施した。
2	健診を受けやすい健診体制・環境づくり	障がいのある人が受けやすい健診体制・環境づくりに努めます。
進捗状況		平成28年度より柏の里めむろ利用者に対し、保健福祉センターを会場とした健診の受診勧奨を実施。希望者には日中一時支援事業を活用し、通所職員が受診時の同行支援を行い、安心して受診できる体制整備を行った。

(7) ユニバーサルデザインの推進

「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの推進を図ります。

番号	項目	内容
1	道路施設等の環境整備	案内標識、交通安全施設の充実やバリアフリー化の観点に基づく整備等により、障がいのある人や高齢者、子ども達にやさしい道路・歩道整備に配慮します。
進捗状況		通学路の舗装の勾配をフラットにして水たまりができないユニバーサルデザインに取り組んだ。
2	公共施設のユニバーサルデザイン化	障がいの有無にかかわらず、様々な人が利用する公共施設は、新築や改築計画のあるものなど、可能なものからユニバーサルデザイン化を進めます。
進捗状況		新庁舎はすべての階に車イストイレを設置予定。また、エレベーターを設置するとともに段差をなくしたバリアフリーとしている。

※バリアフリー

障がい者や高齢者の生活に不便な障壁を取り除こうという考え方。

※ユニバーサルデザイン

障がいの有無や高齢であることにかかわらず、すべての人が快適に利用できるように製品や建造物、生活空間などをデザインすること。

4. 支援を広げるための施策

(1) 町民の理解

障がいに対する正しい理解を深める啓発活動や障がいの有無にかかわらず、町民同士がふれあう機会の充実を図ります。

番号	項目	内容
1	障がいに対する理解啓発と合理的配慮の推進	障がいの種類や特性、障がいのある人に対する関わり方「障害者週間」(12月3～9日)などについて、広報誌等を活用し広く周知を図り、町民の理解と障がいに関する意識の向上を目指します。
進捗状況		障がいについての基本的な知識や配慮について、町民の理解を広げるため、広報誌5月号より毎月記事を掲載し、普及・啓発を行った。
2	住民意識調査の実施	「まちづくりアンケート」等を活用し、障がいに関する住民意識を把握します。
進捗状況		「まちづくりに関する住民意識調査」の中に、障がいに関する設問を2項目設定し、住民意識を把握した。
3	障がいのある人との交流の促進	町内福祉事業所の協力により、事業所視察、作業体験などの交流の機会を充実します。また、障がいのある人との交流を深めるイベントとして、芽室町社会福祉協議会が主催する「ふれあい交流まつり」及び「ふれあい雪中運動会」の開催を支援します。
進捗状況		視察依頼に対し、事業所の協力で視察を行った。また、イベント運営費の一部を補助金として支出した。
4	障がいに関するシンボルマークの普及・啓発	国際シンボルマークをはじめとした様々なシンボルマークや表示について、正しい理解と普及に努めます。
進捗状況		広報誌においてシンボルマークの特集記事を掲載し、町民への周知・啓発を図った。

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

(2) 町民活動等への支援

当事者団体や家族会などの活動の周知・支援を行います。

番号	項目	内容
1	身体障害者福祉協会芽室分会の活動支援	会員相互の協力、親睦等を通じて障がい者福祉の向上を図る本団体の活動費の一部を補助し、活動を支援します。
進捗状況		運営費の一部を補助金として支出した。
2	どんぐり会の活動支援	会員相互の協力、研修等を通じて、福祉の向上や療育技術の向上を図る本団体の活動費の一部を補助し、活動を支援します。
進捗状況		運営費の一部を補助金として支出した。
3	ことばを育てる親の会の活動支援	発達に支援が必要な子をもつ親の研修を行う本団体の活動費の一部を補助し、活動を支援します。
進捗状況		運営費の一部を補助金として支出した。
4	広報活動の充実	各種団体等の活動状況を広報誌やホームページ等を活用し、広く町民へ周知し、活動の活性化を図ります。
進捗状況		令和2年にどんぐり会のブログ作成を支援し、開設に至っています。

障害福祉サービス等の提供体制の整備

1. 目標値

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	目標	実績 (R2.6現在)
令和2年度末の入所者数	34人	32人
地域生活移行者数	2人	0人

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

目標
2020（令和2）年度末までに、保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置を検討する。
実績
芽室町総合保健医療福祉協議会を設置し、各種専門部会を形成している。その中の障がい者部会を中心に、協議の場を設置している。

(3) 地域生活支援拠点の整備

目標
2020（令和2）年度末までに、地域生活支援拠点の整備に向けて検討する。
実績
生活支援拠点の整備には至っていないが、総合的な相談窓口として芽室町相談支援事業所がその業務を担っている。現在のところ具体的な整備については検討していない。

(4) 福祉施設から一般就労への移行

項目	目標	実績 (R2.6月現在)
令和2年度の一般就労移行者数	4人	2人

(5) 就労移行支援事業の利用者数

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

項目	目標	実績
令和2年度の就労移行支援事業所利用者数	4人	3人

(6) 就労定着支援による職場定着率

項目	目標	実績
就労定着支援開始1年後の職場定着率	80%以上	85.7%

(7) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標	実績
児童発達支援センターの設置	1か所	1か所
保育所等訪問を支援できる体制の構築	1か所	1か所
重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業及び放課後等デイサービスの確保	1か所	1か所
医療的ケア児支援のために連携を図る協議の場の設置	1か所	1か所

2. 障害福祉サービス・相談支援

(1) 日中活動系サービス

サービス種別	単位		30年度	R1年度	R2年度 (見込)
療養介護	利用者数 (人)	見込	7	7	7
		実績	7	7	7
生活介護	利用者数 (人)	見込	66	66	66
		実績	67	64	64
自立訓練(機能訓練)	利用者数 (人)	見込	0	0	0
		実績	0	0	0
自立訓練(生活訓	利用者数	見込	1	1	1

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

練)	(人)	実績	1	2	2
宿泊型自立訓練	利用者数 (人)	見込	1	1	1
		実績	0	0	0
就労移行支援	利用者数 (人)	見込	4	4	4
		実績	6	4	3
就労継続支援(A型)	利用者数 (人)	見込	21	22	23
		実績	24	23	21
就労継続支援(B型)	利用者数 (人)	見込	45	46	47
		実績	59	60	60
	利用量 (人日/月)	見込	855	874	893
		実績			
就労定着支援	利用者数 (人)	見込	1	1	1
		実績	0	0	0
短期入所	利用者数 (人)	見込	24	24	24
		実績	24	24	24

(2) 居住系サービス

サービス種別	単位		30年度	R1年度	R2年度 (見込)
共同生活援助	利用者数 (人)	見込	48	48	53
		実績	51	52	48
施設入所支援	利用者数	見込	36	36	36
		実績	35	34	33
自立生活援助 (新設)	利用者数 (人)	見込	0	1	1
		実績	0	0	0

芽室町内の整備見込量

サービス種別	単位		30年度	R1年度	R2年度 (見込)
--------	----	--	------	------	--------------

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

共同生活援助	定員数(人)	見込	17	17	22
	各年度3月31日の定員数	実績	24	24	29

(3) 訪問系サービス

サービス種別	単位		30年度	R1年度	R2年度 (見込)
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	利用者数 (人)	見込	23	23	23
		実績	27	25	25

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

(4) 相談支援

サービス種別	単位		30年度	R1年度	R2年度 (見込)
計画相談支援	利用者数 (人/月)	見込	176	178	180
		実績	180	188	188
地域移行支援	利用者数 (人/月)	見込	1	1	1
		実績	0	0	0
地域定着支援	利用者数 (人/月)	見込	1	1	1
		実績	1	1	1

※ R2年度は月平均利用者数

3. 地域生活支援事業

(1) 相談支援事業

		30年度	R1年度	R2年度 (見込)
障害者相談支援事業 [か所]	見込	1	1	1
	実績	1	1	1
基幹相談支援センターの設置	見込	検討する		
	実績	0	0	0
基幹相談支援センター等機能強化事業の実施	見込	—	—	—
	実績	0	0	0
住宅入居等支援事業 [か所]	見込	—	—	—
	実績	0	0	0
成年後見制度利用支援事業 [人]	見込	1	2	2
	実績	0	0	0
地域自立支援協議会 [か所]	見込	1	1	1
	実績	1	1	1

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

(2) コミュニケーション支援事業

		30年度	R1年度	R2年度 (見込)
コミュニケーション支援事業	見込	4	4	4
[実利用人数/年]	実績	3	3	3

(3) 日常生活用具給付等事業

		30年度	R1年度	R2年度 (見込)
介護・訓練支援用具	見込	1	1	1
[利用件数/年]	実績	0	2	2
自立生活支援用具	見込	5	5	5
[利用件数/年]	実績	3	8	8
在宅療養等支援用具	見込	3	3	3
[利用件数/年]	実績	12	22	22
情報・意思疎通支援用具	見込	1	1	1
[利用件数/年]	実績	0	0	0
排泄物管理支援用具	見込	468	468	468
[利用件数/年]	実績	482	403	403
居宅生活動作補助用具(住宅改修)	見込	1	1	1
[利用件数/年]	実績	0	0	0

(4) 移動支援事業

		30年度	R1年度	R2年度 (見込)
移動支援事業	見込	3(180)	3(180)	3(180)
[実利用人数(述べ利用時間数)]	実績	2(126)	2(102)	2(102)

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

(5) 地域活動支援センター事業

		30年度	R1年度	R2年度 (見込)
地域活動支援センター（町内） [か所（実利用人数）]	見込	1(9)	1(9)	1(9)
	実績	1(11)	1(10)	1(12)
地域活動支援センター（町外） [か所（実利用人数）]	見込	2(3)	2(3)	2(3)
	実績	3(3)	3(4)	3(3)

(6) 日中一時支援事業

		30年度	R1年度	R2年度 (見込)
日中一時支援事業 [か所（実利用人数）]	見込	9(58)	9(58)	9(58)
	実績	9(62)	10(63)	9(61)

(7) 訪問入浴サービス事業

		30年度	R1年度	R2年度 (見込)
訪問入浴サービス事業 [実利用人数/年]	見込	1	1	1
	実績	1	1	2

(8) 自動車改造費助成事業

		30年度	R1年度	R2年度 (見込)
自動車改造費助成事業 [利用件数/年]	見込	1	1	1
	実績	0	0	0

4. 障がい児支援の強化

(1) 障害児通所支援の推進

		30年度	R1年度	R2年度 (見込)
児童発達支援事業 [人/月]	見込	42	42	42
	実績	39	32	32
放課後等児童デイサービス [人/月]	見込	73	70	67
	実績	61	67	67
保育所等訪問支援 [人/年]	見込	8	8	8
	実績	2	3	3

(5) 医療的ケア児への支援

		30年度	R1年度	R2年度 (見込)
障害児相談支援 [人/年]	見込	1	2	2
	実績	1	3	3

■ 第6期芽室町障がい者福祉計画及び第2期芽室町障がい児福祉 計画の策定について

1 計画の位置付け

(1) 根拠法令

「芽室町障がい者及び障がい児の自立支援に関する条例」(第6条)

「障害者基本法」(第11条第3項)

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(第88条)

「児童福祉法」(第33条の20)

(2) 他の計画との関係

国 → 「障害者基本計画」

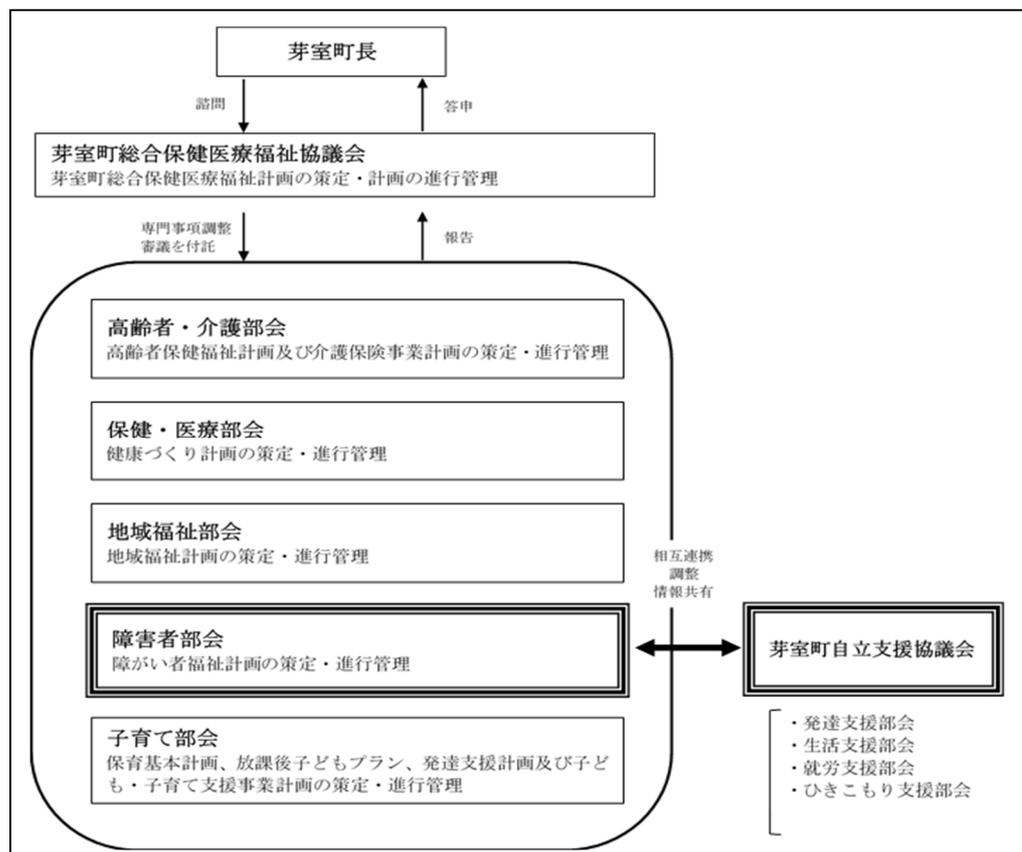
道 → 「第2期北海道障がい者基本計画」

「第6期北海道障がい福祉計画(第2期障がい児福祉計画と一体化)」

町 → 「第5期芽室町総合計画」(最上位計画)

「芽室町総合保健医療福祉計画」(指針)

* 『第2期芽室町総合保健医療福祉計画』に基づき、「芽室町総合保健医療福祉協議会」に設置した「障害者部会」において審議を行います。



2 国の基本指針

*国からの指針として、次の6つの事項を記載することが望ましいとされています。

(1) 基本的理念に係る事項の見直しについて

○入所等から地域生活への移行について（継続）

日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるような体制を確保する旨。

○地域共生社会の実現（継続）

地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組む旨。

○積極的な周知・広報（変更）

障がい福祉サービス等の提供を担う人材を確保するため、研修の実施、多職種間の連携、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等に、関係者が協力して取り組むことが重要である旨。

○障がい者の社会参加（変更）

多様なニーズを踏まえ、特に障がい者の文化芸術活動の推進や、視覚障害者等の読書環境の計画的な整備の推進を図る旨を記載する。

(2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方に対する事項の見直し

強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実やアルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策を推進する旨。

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に係る事項の見直し

○相談支援の検証・評価

相談支援体制に関して、各地域において検証・評価を行い、各種機能のさらなる強化・充実に向けた検討を行うことが必要である旨を記載する。

○発達障がい等に対する支援

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の支援体制を確保すること及び発達障がいの診断等を専門的に行うことができる医療機関等を確保することが重要である旨。

(4) 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方に関する事項の見直し

○地域社会への参加や包容（インクルージョン）

児童発達支援センターについて、地域支援機能を強化することにより地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進することが重要であると旨。

○障がい児入所施設に関して

ケア単位の小規模化の推進及び地域に開かれたものすることが必要である旨を記載するとともに、入所児童の18歳以降の支援の在り方について必要な協議が行われる体制整備を図る必要がある旨。

○保育、保健医療、教育等の関係機関との連携に関して

- ・障がい児通所支援の実施に当たって、学校の空き教室の活用等の実施形態を検討する必要がある旨。
- ・難聴児支援に当たって、児童発達支援センターや特別支援学校（聴覚障がい）等を活用した難聴児支援のための中核的機能を有する体制確保等が必要である旨。

○特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備について

- ・重度心身障がい児や医療的ケア児の支援に当たって、その人数やニーズを把握する必要がある旨、その際、管内の支援体制の現状を把握する必要がある旨。
- ・重度心身障がい児や医療的ケア児が利用する短期入所の実施体制の確保について、家庭的環境等を十分に踏まえた支援や家族のニーズの把握が必要である旨及びニーズの多様化を踏まえ協議会等を活用して役割等を検討する必要がある旨。
- ・医療的ケア児の支援に係るコーディネーターに求められる具体的な役割（入院中からの退院支援、個々の発達段階に応じた発達支援等）。

(5) 障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標の設定

○福祉施設の入所者の地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。

○精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とすることを基本とする。

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

- ・令和5年度末の精神病床における1年以上の長期入院患者数(65歳以上・未満)の目標値を、国が提示する推計式を用いて設定する。
- ・精神病床における早期退院率に関して、入院後3ヶ月時点の退院率については69%以上、入院後6ヶ月時点の退院率については86%以上及び入院後1年時点の退院率については92%以上とすることを基本とする。

○地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

○福祉施設から一般就労等への移行等

- ・令和5年度中に就労移行等支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。
- ・併せて、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及び就労継続支援B型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和元年度実績の1.30倍以上、概ね1.26倍以上及び概ね1.23倍以上を目指すこととする。
- ・令和5年度における就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。
- ・就労定着支援事業のうち就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。
- ・このほか、大学在学中の学生の就労移行支援事業の利用促進、就労継続支援事業等における農福連携の取り組みの状況推進及び高齢障がい者に対する就労継続支援B型事業等による支援の実施等を進めることが望ましい旨。

○障がい児支援の提供体制の整備等

- ・令和5年度末までに児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。
- ・令和5年度末までに児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施する等により全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。
- ・令和5年度末までに各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする。
- ・令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも

第5期芽室町障がい者福祉計画 及び
第1期芽室町障がい児福祉計画について

1か所以上確保することを基本とする。

- 令和5年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に対する関するコーディネーターを配置することを基本とする。

○相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

○障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに都道府県及び市町村において障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

(6) その他

障がい者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進に関して、都道府県による障がい者の文化芸術活動を支援するセンターの設置及び広域的な支援を行うセンターの設置を推進する旨を記載する。

3 アンケート調査の実施

実施時期 平成29年10月上旬～中旬

町外施設入所者を除く65歳未満の手帳所持者及び障害福祉サービス利用、発達支援センター利用児童、民生委員等の一般町民を対象とする

4 今後のスケジュール

7月30日	第1回障がい者部会 ※本日
8月中旬	アンケート調査開始
9月上旬	アンケート調査締切
10月上旬	第2回障がい者部会（アンケート結果等）
12月上旬	第3回障がい者部会（計画素案に対する議論等）
12月上旬	パブリックコメント実施、自立支援協議会の意見聴取 （1月中旬まで）
2月中旬	総合保健医療福祉協議会 （計画案に対する議論、諮問・答申）
3月上旬	計画完成、公表